

(仮称)ザグザグ西町店 (No.1359)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 24 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 7 年 5 月 12 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ザグザグ西町店
高松市西町 840 番 7 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から提出があった意見の概要
(意見の内容)
 - ・搬出入の場所が道路から見えず、暗く、連れ込まれたり、隠れ場・たまり場になるため、明るさや見通しの良さ、防犯カメラなどの配慮が必要。
 - ・交通量が多いため、右折入出庫禁止だけでは不十分。駐車場内の入出等に一方通行を希望する。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 7 年 9 月 24 日から令和 7 年 10 月 24 日まで